5　外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

③　委託者報酬　＿＿＿＿＿百万円

④　自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額		
	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

（注意事項）

⑻③の注意事項に準じて記載すること。

⑤　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

⑻④の注意事項に準じて記載すること。

⑥　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第３条の３第３項第１号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

（注意事項）

⑻⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ　時価を把握することが困難である理由
